

一般社団法人 日本心臓血管内視鏡学会

評議員・役員選出に関する細則

第1章 目的

この規定は、一般社団法人日本心臓血管内視鏡学会（以下、「本会」という）定款第14条（評議員の選任）並びに第25条（役員を選任）を適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員

1. 評議員は、新評議員を推薦することができる。
2. 候補者の資格は原則として一般会員とし、評議員の推薦を必要とする。
3. 新評議員の推薦は定例評議員会開催の2ヵ月前までに推薦書（書式自由）と研究業績を理事長宛に提出し、理事会は、それらをもとに審査を行う。
4. 理事長は、審査結果を評議員会に報告し、評議員会の決議を経て選任する。

第3章 役員

1. 理事及び監事は、評議員の中から、評議員会の決議を経て選任する。
2. 理事及び監事の候補者は、原則として下記すべての要件を満たすものとする。
 - (1) 評議員を8年以上勤めているもの
 - (2) 5回以上学術総会に出席ないしは会長経験があるもの
 - (3) 役員選任時70歳未満であるもの
3. 新任の理事候補者は、理事の推薦を必要とする。
4. 理事または監事を希望する者は、定時評議員会の2ヵ月前までに立候補届を理事長宛に提出し、理事会は、それをもとに審査を行う。
5. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
6. 正当な理由なく連続3回にわたり理事会を欠席したものは、次期の理事資格を失う。

2022年4月21日

2024年2月30日改定